

令和 3 年度 運営基準の改正（抜粋）

令和6年 4 月 1 日から義務化される事項

- 虐待の防止のための措置
- 業務継続計画（BCP）の策定
- 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- 認知症介護基礎研修の受講

- 虐待の防止のための措置
- 業務継続計画（BCP）の策定
- 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- 指針・計画の策定
- 従業者への周知
- 定期的な研修の実施
 - ・ 全員参加
 - ・ 研修内容の記録

- 虐待の防止のための措置
- 業務継続計画（BCP）の策定
- 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

➤ 訓練の実施

- ・ 想定される災害・感染症
- ・ 多様な場面を想定した訓練（送迎中、夜間）

➤ 委員会が機能していること

- ・ 選定された委員による定期的な委員会の開催
- ・ マニュアルの定期的な見直し

●認知症介護基礎研修の義務化

- 原則eラーニング
- 実施機関：認知症介護研究・研修仙台センター
- 実施方法：直接申込
(愛知県のホームページからリンクあり)
- 受講料：3,000円